

2019年度 博報教職育成奨学金 奨学生募集要項  
公益財団法人 博報児童教育振興会

## 1. 博報児童教育振興会について

公益財団法人博報児童教育振興会（通称：博報財団／以降、当財団）は、1970年の設立以来、児童教育・国語教育の支援や、海外における日本語及び日本文化の普及などを目指して以下のような活動を行っている公益財団法人です。

### 1) 当財団の主な活動

#### ① 博報賞

1970年の財団設立以来、教育現場で優れた取組を行う学校・団体・教育実践者を顕彰。

#### ② 児童教育実践についての研究助成

ことばの教育や児童教育の分野で実践的かつ先進的な研究を助成。

#### ③ 国際日本研究フェローシップ

日本語・日本語教育・日本文学・日本文化を研究する海外の研究者を日本に招聘し、滞在型研究の場を提供。

#### ④ 世界の子ども日本語ネットワーク推進

日本語を学ぶ海外の中学生と日本の中学生が、日本語を通じた交流・異文化体験により、相互に成長する場を提供。

#### ⑤ 博報財団こども研究所

子どもたちの「ことばの力」「未来を生きる力」に関連する調査・研究・実践を行い、そこで発見した知見を世の中に発信。

## 2. 博報教職育成奨学金制度の趣旨

未来をつくるのは子どもたちであり、教育は国の礎です。子どもたちの教育に携わる教員は、まさに子どもたちを通じて「未来の社会づくり」に貢献し、重要な役割を担う存在であると考えています。

いま、教育現場は様々な難しい課題に直面しています。一方で、グローバル化、AI・IoT等のテクノロジーの進展、少子高齢化等により、産業構造・社会構造が大きく変わり、教育及び教員に求められるものも大きく変化しつつあります。

当財団は、このような時代だからこそ、熱意を持って教育現場を目指そうとする大学生・大学院生を支援することが大変に重要であると考えています。

当奨学金制度では、奨学金による経済的な支援はもちろんのこと、これまでの当財団の活動と連携した教員育成のためのプログラムの提供、海外短期留学支援等、多面的に熱意ある学生の支援を行いたいと考えています。

貴学におかれましては、次代を担う教員になる「強い意志と覚悟」を持つ優秀な学生を推薦いただけますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

### 3. 博報教職育成奨学金制度の概要

#### 1) 応募資格要件

- ① 当財団が指定する「推薦依頼大学」の学部在籍する学生。  
※各大学の事情や考え方により応募に適する年次が異なるため、応募の年次は各大学の希望に基づき、財団との協議により決定する。
- ② 小学校教員、特別支援学校教員、中学・高等学校国語科教員のいずれかを目指す者。
- ③ 当財団の提供する評価基準(別紙「奨学生人材像における評価基準」)に基づき、大学が学内選考の上、当財団の欲する人材像に相応しいと推薦する者。

※2019年度は全国の52大学から90名程度の大学生を当奨学金制度の奨学生として選考予定。

#### 2) 奨学金給付内容

##### ① 奨学金給付額

- ア. 授業料相当額・・・国立大学生：年額 60万円(月額 5万円)  
私立大学生：年額120万円(月額10万円)  
大学院生：年額60万円(月額 5万円)  
※大学院＝大学院(修士課程)・教職大学院  
※大学院枠は、国立・私立ともに同額
- イ. 自宅外生への特別支援費・・・年額 60万円(月額 5万円)

※自宅外生の認定は、「自宅外通学申立書」の提出に基づき当財団が決定します。  
自宅外生の基準は、自宅から大学・大学院までの通学時間が公共交通機関を利用して2時間以上要する等の理由で、自宅外に住居を有償で借り受け居住し通学を行う者としてします。

##### ② 奨学期間

原則として、奨学生となった年度の4月から学部卒業までの最短期間。

※留学、家庭の事情、健康上の理由等がある場合は、給付期間を調整する場合があります。

※別途定める奨学金休止・停止・廃止規定等により、期間の途中で休止・停止・廃止することもあります。

※学部で奨学生であった学生が、以下の条件において大学院(修士課程)・教職大学院への進学を希望する場合は、学生本人からの申請に基づく当財団の審査と進学先の大学院(修士課程)・教職大学院との調整により、進学後の給付継続の可否を決定の上、給付期間を延長することがあります。

ア. 奨学生の進学先が学部と同じ大学の大学院(修士課程)・教職大学院である。もしくは他の「推薦依頼大学」の大学院(修士課程)・教職大学院であること。

イ. 進学の目的が小学校教員、特別支援学校教員、中学・高等学校国語科教員

のいずれかを目指すためのものであること。

### ③他の奨学金制度等との併給の可否

ア. 原則として他の給付型奨学金との併給は認めません。

(貸与型奨学金はこの限りではありません。)

イ. 大学・大学院が行う授業料免除制度との併用の場合は、奨学金給付額を減額することがあります。

※授業料全額免除の場合は、奨学金の授業料相当分は支給せず、別途、学業支援金として年額20万円を支給します。

※授業料一部免除の場合は、免除率を1から減じた比率を奨学金の授業料相当分に乗じた金額と学業支援金(年額20万円)を比較し、高いほうの金額を支給します。

例1) 国立大学で授業料が、80%の免除を受けている場合

奨学金授業料相当分60万円×(1-0.8)=12万円

→20万円を支給

例2) 国立大学の授業料が、50%の免除を受けている場合

奨学金授業料相当分60万円×(1-0.5)=30万円

→30万円を支給

## 4. 奨学生の募集・選考・採用〔大学の場合〕

### 1) 奨学生の募集・選考・採用の手順

① 当奨学金制度への応募は、必ず「推薦依頼大学」を通じて行うこととします。

※学生本人からの直接応募や問い合わせは受け付けません。

② 「推薦依頼大学」は、前述の応募資格要件に合う在籍学生の中から、当財団が提供する評価基準(別紙「奨学生人材像における評価基準」)を参考に、学内にて学生を選考し、「第1推薦枠1名」「第2推薦枠1名」を候補として、当財団事務局に申請いただきます。

※第1推薦枠については、当財団の選考委員会による協議に基づき、大学毎に推薦いただきたい学生の志望校種(小学校教員志望、特別支援学校教員志望、~~中学・高等学校国語科教員志望~~)を指定させていただきます。

③ 「第1推薦枠1名」については、面接の上、奨学金給付対象者を決定します。

④ 「第2推薦枠1名」については、すべての「推薦依頼大学」の第2推薦枠学生の中から、書類選考及び面接を行い40名程度を選出し、奨学金給付対象者とします。

⑤ 上記、奨学金給付対象者は、最終的に当財団の理事長による決定の上で、大学を通じて本人に通知します。

	第1推薦枠	第2推薦枠
学生の志望校種	当財団が指定する校種の 教員志望者の学生 <b>《特別支援学校教員志望》</b>	小学校、特別支援学校、中 学・高等学校国語科教員志 望のうち、いずれかの校種 の教員志望の学生
学生の選考プロセス	(大学内での選考) ↓ <面接> ↓ 奨学金給付対象者に採用	(大学内での選考) ↓ <書類選考> <選考委員会による面接> ↓ 40名程度を選出・決定し、 奨学金給付対象者に採用

## 2) 申請の際に必要な書類

「推薦依頼大学」は、第1推薦枠、第2推薦枠それぞれの対象者の申請の際に、次に掲げる書類①～⑦（②③⑤は本人、①④⑥は大学が記入）を当財団事務局に提出いただきます。

※各書類の様式については、当財団から各推薦依頼大学に提供します。

## 3) 提出書類

- ① 奨学生候補者申請書（様式1）
- ② 奨学生願書（各対象者／様式2）
- ③ 個人情報取り扱いに関する同意書（各対象者／様式3 学生用）
- ④ 個人情報取り扱いに関する同意書（各対象者／様式4 大学用）
- ⑤ 課題文（テーマ、字数、書式は書類に記載されています）（各対象者／様式5-①及び様式5-②）
- ⑥ 推薦書（本人の在学する大学学長または学部長の推薦書）（各対象者／様式6）
- ⑦ 成績証明書（1年次の学生は高校、2年次以上の学生は大学の成績証明書）  
(各対象者)

## 4) 提出方法

- ① 受付期間：~~2019年5月7日（火）～6月14日（金）~~

※~~6月14日（金）~~当日消印有効

学内締切  
5月30日（木）

上記の日までに  
学生支援係へ提出すること。

- ② 提出方法：書類を角2封筒（240mm×332mm）に入れ、「簡易書留」郵便にて下記まで送付してください。

- ③ 書類送付先：（公財）博報児童教育振興会 博報教職育成奨学金 事務局  
〒115-8691 日本郵便株式会社 赤羽郵便局 私書箱 48号

※当財団に提出された書類は、原則として返却しません。

## 5) 関連するスケジュール (予定)

- 6月14日 (金)・・・「推薦依頼大学」からの第1推薦枠、第2推薦枠の申請締切
- 7月14日 (日)・・・第1推薦枠学生の面接 (東京で実施予定)
- 8月4日 (日)・・・第2推薦枠の面接及び選考実施 (東京で実施予定)
- 8月9日 (金)・・・「推薦依頼大学」に採用者決定通知  
採用者は誓約書等、必要書類一式を財団に提出
- 8月30日 (金)、8月31日 (土)・・・新入生歓迎オリエンテーション  
※遠方から面接及びオリエンテーションなどに参加する場合は、当財団規定に基づき所定の交通費を支給します。

## 5. 奨学金の給付の方法

## 1) 給付の方法

- ① 奨学金の給付は、事前に申請・登録を行った本人名義の銀行口座に振り込む方法によります。
- ② 奨学金支給のタイミングは以下のとおりです。なお、給付の2ヶ月前に当財団事務局から大学に本人の在籍確認を実施させていただきます。

## 2) 初年度

- 10月上旬・・・授業料相当額 月額×9ヶ月分  
(4月～12月分) 自宅外生特別支援費 月額×9ヶ月分 (自宅外生のみ)
- 1月上旬・・・授業料相当額 月額×3ヶ月分  
(1月～3月分) 自宅外生特別支援費 月額×3ヶ月分 (自宅外生のみ)

## 3) 翌年度以降

- 5月末・・・授業料相当額 月額×3ヶ月分  
(4月～6月分) 自宅外生特別支援費 月額×3ヶ月分 (自宅外生のみ)
- 7月上旬・・・授業料相当額 月額×3ヶ月分  
(7月～9月分) 自宅外生特別支援費 月額×3ヶ月分 (自宅外生のみ)
- 10月上旬・・・授業料相当額 月額×3ヶ月分  
(10月～12月分) 自宅外生特別支援費 月額×3ヶ月分 (自宅外生のみ)
- 1月上旬・・・授業料相当額 月額×3ヶ月分  
(1月～3月分) 自宅外生特別支援費 月額×3ヶ月分 (自宅外生のみ)

## 6. 奨学金給付開始時の誓約

奨学金給付開始時には、以下について本人及び保証人に誓約していただきます。

- ① 教員になる強い意志を持ち努力を継続すること、大学在学中に、以下のいずれかの教職課程を修了し、教員免許状を取得すること。
  - ア. 小学校教員

イ. 中学校及び高等学校の国語科の教員

ウ. 特別支援学校教員

- ② 次年度の奨学金給付のために、毎年度末に成績証明書及び当財団の指定する報告書を在籍する大学を通じて当財団に提出すること。
- ③ 現在または将来のいつの時点においても、暴力団等の反社会的勢力及び反社会的勢力と密接な関係にある者と一切の繋がりをもたないこと。教職を目指す者としての責任を自覚し、高い倫理観を持ち良識ある態度と行動を常に心がけること。
- ④ 奨学金用の銀行口座及び給付された奨学金を、自らの責任の下で管理し、給付された奨学金は学業に専念することを目的に、授業料・教材料等の学業及び必要とされる住居費や生活費のみに適切に使い、他に流用しないこと。
- ⑤ 休学・復学・転学・留年・退学・停学（その他処分）、氏名・住所の変更、留学のいずれかが発生した場合には、直ちに当財団に届け出ること。
- ⑥ 当財団が定めた書類等の提出を求められた場合は遅滞なく提出すること。
- ⑦ 当財団の主催するオリエンテーション・交流会・研修会等に参加すること。
- ⑧ 奨学期間中および期間終了後も、当財団からのアンケート調査等に協力すること。
- ⑨ 奨学金給付額に関わる事項（授業料免除制度との併用、自宅外通学等）については、常に正しい情報を申告し、いずれも変更が生じた場合には、直ちに当財団に届け出ること。

## 7. 奨学金給付の継続、休止、停止、廃止及び復活等

当奨学金制度の給付期間中の学生には、毎年度、奨学金給付継続審査を行った上で、給付の継続を決定します。

継続審査にあたっては、大学側で以下の手続きをお願いします。

- ① 対象となる奨学生の成績証明書及び報告書（様式は当財団から提供）を取りまとめ、別途定める指定期日までに当財団に提出。
- ② 対象となる奨学生に個別の面談を行い、「教員になる意志」「教員になるためにどのような努力を行っているか」を確認の上、当財団に奨学金給付継続願い（様式は当財団から提供）を提出。

また年度の途中であっても、奨学金継続にそぐわないと思われる場合は給付の休止・停止・廃止を行います。

### 1) 奨学金給付の休止・停止・廃止

- ① 提出書類及び届出事項を提出しない場合及びこれらに虚偽があった場合や、誓約事項への違約があった場合。
- ② 大学の学籍を失った場合。
- ③ 疾病のため成業の見込みがなくなったとき。
- ④ 休学、または長期にわたって欠席した場合。
- ⑤ 学業または性格行状などの状況に問題が生じた場合。
- ⑥ 教員になる意志がないと判断された場合。

(教員免許状を取得するために必要な単位・実習等を履修しない、もしくは単位取得ができなかった場合等)

- ⑦ 給付された奨学金の目的外への流用や奨学生本人以外の者による奨学金口座及び奨学金の管理または使用が認められた場合。
- ⑧ その他、奨学金の給付目的・趣旨または社会的相当性の観点から、奨学金の給付を不適当と認めた場合。

## 2) 奨学金給付の復活

奨学金の支給を休止または停止された者が、大学を通じその復活を願い出たときは、奨学金の支給を復活することがあります。

## 8. 海外短期留学支援制度

将来、優れた教員になるための経験として役立つと思われる海外短期留学や海外研修等については、奨学生の申請と大学・大学院からの推薦により、事前申請・事後報告で下記を支給します。ただし観光を主目的とする活動は除きます。

- ① 渡航費 (アジア地域 5 万円・その他地域 10 万円/一律)
- ② 留学・活動費 (5 万円/月)

- ア. 累計 100 万円までを上限に、奨学期間中回数制限を設けずに申請できます。
- イ. 海外短期留学支援の申請は、必ず大学・大学院を通じて行うこととします。
- ウ. 留学費用を全額、大学・大学院や他の団体から支援を受けている場合は支給しません。
- エ. 留学費用の一部支援を受けている場合は、留学にかかる費用から大学や他の団体から支援を受ける金額を差し引いた金額を支給します。ただし、大学や他の団体から支援を受けない場合に本来当財団から支給される金額を上限とします。

例) アメリカに 2 ヶ月短期留学する場合

- 1. 大学や他の団体から支援を受けない場合の支給額  
→ 渡航費 10 万 + 活動費 10 万 = 20 万円を支給
- 2. 留学に掛かる費用を全額、大学や他の団体からの支援で賄える場合  
→ 当財団からの支給なし
- 3. 留学に掛かる費用が 30 万で、大学や他の団体から 15 万の支給を受けている場合  
→ 30 万 - 15 万 = 15 万円を支給
- 4. 留学に掛かる費用が 30 万で、大学や他の団体から 5 万の支給を受けている場合  
→ 30 万 - 5 万 = 25 万円のうち、20 万円を上限に支給

以上

### <2019 年度奨学生募集についての問合せ先>

公益財団法人 博報児童教育振興会

博報教職育成奨学金 事務局

TEL: 0120-914-328 メール: hakuho-f-jimu@ddcontact.jp

※学生から直接の問合せは受けません、必ず大学を通して問合せをお願いします。